

○岩手県警察装備品の管理要領の制定について

昭和 35 年 6 月 6 日

岩警発第 370 号

警 察 本 部 長

通達の概要

この要領は、警察装備品の機能の確保とその有効な運用及び活用を図るため必要な基本的事項を定めたもの。